

別表六（九）付表の記載の仕方

- 1 この明細書は、措置法第42条の4第8項第3号（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の通算法人が適用対象事業年度（同項第2号に規定する適用対象事業年度をいいます。以下この記載要領において同じです。）において同条第1項又は令和5年改正前の措置法（以下1において「令和5年旧措置法」といいます。）第42条の4第1項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（措置法第42条の4第8項第3号イの他の通算法人が同項第2号に規定する他の事業年度において同条第1項又は令和5年旧措置法第42条の4第1項の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 2 当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によります。
 - (1) 「他の通算法人の試験研究費の額の合計額1」の欄には、確定申告書等（措置法第2条第2項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいいます。以下2及び7において同じです。）に添付された別表六（九）付表「1」の金額を記載します。
 - (2) 「他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額3」の欄には、確定申告書等に添付された別表六（九）付表「3」の金額を記載します。
 - (3) 「他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額5」の欄には、確定申告書等に添付された別表六（九）付表「5」の金額を記載します。
 - (4) 「他の通算法人の平均売上金額の合計額9」の欄には、確定申告書等に添付された別表六（九）付表「9」の金額を記載します。
 - (5) 「他の通算法人の調整前法人税額の合計額21」の欄には、確定申告書等に添付された別表六（九）付表「21」の金額を記載します。
 - (6) 「税額控除可能分配額31」の欄は、記載しません。
- 3 「合算税額控除割合19」の欄は、当該適用対象事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該適用対象事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度。以下3及び9において同じです。）が令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合には「0.1又は」を消し、当該適用対象事業年度が同年4月1日以後に開始する各事業年度である場合には「又は0.14」を消します。
- 4 当該適用対象事業年度が措置法第42条の4第8項第9号イ(1)に掲げる事業年度である場合における次に掲げる欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによります。
 - (1) 「基準年度比合算売上金額減少割合 $\geq 2\%$ の場合の特例加算割合24」の欄 記載しません。
 - (2) 「法人税額基準額25」、「法人税額基準額28」及び「⁽³⁹⁾の当期税額基準額40」の各欄 「0.25」とあるのは、「0.4」として計算します。
- 5 「(8) $> 4\%$ かつ通算親法人の事業年度が令和8年3月31日以前に開始する事業年度の場合26」及び「(8) $< \text{マイナス} 4\%$ かつ通算親法人の事業年度が令和8年3月31日以前に開始する事業年度の場合(11) $> 10\%$ の場合を除く。」27」の各欄は、「各通算法人の比較試験研究費の額の合計額6」の金額が0である場合には、記載しません。
- 6 「この申告が修正申告である場合」の各欄は、当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第1項の規定による更正の請求をする場合（当該通算法人が期限後申告をする場合で措置法第42条の4第8項第7号の規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
- 7 「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額38」の欄は、別表七（二）「5の当期分」の金額が確定申告書等に添付された別表七（二）「5の当期分」の金額を超える場合におけるその超える部分の金額（当該確定申告書等が期限後申告書

である場合には、当該確定申告書等の別表七の二「7」の金額として計算される金額を含みます。)を記載します。

8 「⁽³⁸⁾の法人税額相当額³⁹」の欄は、「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額³⁸」の金額を別表一「1」の金額とみなした場合には同表「2」の金額として計算される金額を記載します。この場合において、当該通算法人が措置法第42条の3の2《中小企業者等の法人税率の特例》の規定の適用がある法人であるときは、同条の規定の適用を受ける法人として計算します。

9 「⁽³⁹⁾の当期税額基準額⁴⁰」の欄（4(2)の規定により読み替えて計算する場合を含みます。）は、当該適用対象事業年度が令和5年4月1日以後に開始す

る各事業年度である場合には「 $((^{(39)}) \times (0.25 + (^{(23)}) + (^{(24)}))$)又は」を消し、当該適用対象事業年度が同日前に開始した各事業年度である場合には「又は $((^{(39)}) \times (0.25 + ((^{(23)} \text{と} (^{(26)} \text{のうち高い割合}) \text{又は} (^{(27)})))$)」を消します。

10 「調整後税額控除可能額⁴¹」の欄の記載に当たっては、次によります。

(1) 「 $((^{(25)} \text{又は} (^{(28)}) - (^{(40)}))$ 」の金額が0に満たない場合には、当該金額を0として計算します。

(2) 措置法第42条の4第8項第6号の規定の適用がある場合には、「 $((^{(20)} \text{と} ((^{(25)} \text{又は} (^{(28)}) - (^{(40)})) \text{のうち少ない金額})$ 」とあるのは、「 $((^{(20)} \text{と} ((^{(25)} \text{又は} (^{(28)}) - (^{(40)} \text{のうち少ない金額}) + (^{(35)}))$ 」として計算します。